

## 第434回南国市議会定例会会議録

第8日 令和6年3月22日 金曜日

### 出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

—\*—

### 欠席議員

なし

—\*—

### 出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島章
参事兼財政課長 渡部靖	参事兼企画課長 松木和哉
情報政策課長 竹村亜希子	危機管理課長 山田恭輔
税務課長 高野正和	市民課長 高橋元和
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター 所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 古田修章	農地整備課長 田所卓也
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 若枝実

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局局長	中村比早子
農業委員会 事務局局長	弘田明平	消防長	小松和英

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局次長	野口裕介	局長	門脇智哉
書記	三谷容子		

\*—————\*

#### 議事日程

令和6年3月22日 金曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和5年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和5年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和5年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和5年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和5年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第8号 令和6年度南国市一般会計予算
- 第9 議案第9号 令和6年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第10 議案第10号 令和6年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第11 議案第11号 令和6年度南国市介護保険特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和6年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第14 議案第14号 令和6年度南国市水道事業会計予算
- 第15 議案第15号 令和6年度南国市下水道事業会計予算
- 第16 議案第16号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

- を定める条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市遺跡調査事業に係る附属機関設置条例
- 第23 議案第23号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 南国市公園条例
- 第25 議案第25号 南国市立児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第26号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第27号 南国市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 南国市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第29号 南国市防災広場の設置及び管理に関する条例
- 第30 議案第30号 南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第31 議案第31号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第32 議案第32号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例
- 第33 議案第33号 損害賠償の額を定めることについて
- 第34 議案第34号 南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の指定管理者の指定について
- 第35 議案第35号 市道瓶岩体育館線道路整備工事（橋梁上部工）請負契約を変更する契約の締結について
- 第36 議案第36号 高機能消防指令システム購入契約の締結について
- 第37 議案第37号 消防救急デジタル無線購入契約の締結について
- 第38 議案第38号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第1次変更）について
- 第39 承認要求書

\*

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第40まで

議発第1号より議発第7号まで

\*

---

午前10時2分 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

\*

---

## 議案第1号から議案第38号まで

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第38号まで、以上38件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西山明彦議員。

\*

---

令和6年3月18日

南国市議会議長 岩松永治様

総務常任委員長

西山明彦

## 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

## 記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和5年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部	原案を可決 すべきもの	適当と認める

	歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第2条繰越明許費の補正 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正		
第3号	令和5年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第8号	令和6年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第13款予備費 第2条債務負担行為 第3条地方債 第4条一時借入金 第5条歳出予算の流用	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第9号	令和6年度南国市土地取得事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第28号	南国市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第29号	南国市防災広場の設置及び管理に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第30号	南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第31号	会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第32号	南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第33号	損害賠償の額を定めることについて	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第35号	市道瓶岩体育館線道路整備工事（橋梁上部工）請負契約	原案を可決	やむを得ない

	を変更する契約の締結について	すべきもの	ものと認める
第36号	高機能消防指令システム購入契約の締結について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第37号	消防救急デジタル無線購入契約の締結について	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第38号	上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第1次変更）について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

\*

〔10番 西山明彦議員登壇〕

○10番（西山明彦） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第8号、議案第9号、議案第28号から議案第33号まで、議案第35号から議案第38号までの14件であります。去る18日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、3,063万5,000円の増額計上であります。歳入につきましては、普通交付税や固定資産税などを増額計上し、地方消費税交付金や財政調整基金繰入金などを減額計上するものです。

歳出につきましては、主なもののうち、総務費関係で、人事管理費4,335万9,000円及び国土調査事業費1億8,932万6,000円を増額計上し、ふるさと応援基金積立金1億3,999万2,000円を減額計上するものです。

繰越明許費につきましては、25事業で総額7億2,302万円を追加計上し、3事業を変更しております。

債務負担行為につきましては、高知県管理型最終処分場整備費負担金（追加分）に係る限度額6,688万2,000円、一般廃棄物最終処分場運転管理業務委託に係る限度額1億986万3,000円及び資源廃棄物徹底回収業務委託に係る限度額965万5,000円を追加しております。

審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和5年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で財産収入9万6,000円を減額計上し、歳出で土地取得事業費9万6,000円を減額計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和6年度南国市一般会計予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についてであります。

予算の総額は242億8,000万円で、前年度当初予算と比べ7.9%の増額予算となっており、一般財源総額は132億7,411万3,000円で、前年度に比べ3.1%の増となっております。

主な歳出として、総務費関係では、電子自治体推進事業費3億48万1,000円、ふるさと応援基金積立金3億円及びふるさと寄附金事業費1億3,901万円を計上し、消防費関係では、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備購入費を含む消防施設費6億3,164万2,000円、防災費7,909万6,000円及び住宅耐震対策促進事業費1億165万5,000円を計上しております。

また、公債費は、元利償還金20億3,808万4,000円を計上し、債務負担行為は、ふるさと納税事務等業務委託に係る費用、第5次南国市総合計画等作成支援業務委託1,001万3,000円、一般廃棄物処理事業に係る業務委託1億4,144万円、南国市立図書館整備事業12億4,726万1,000円及び給食センター調理等業務委託3億6,036万円を計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号令和6年度南国市土地取得事業特別会計予算につきましては、予算総額が歳入歳出それぞれ3,520万6,000円で前年度に比べ4,000円の増額予算となっており、歳入では、財産収入10万円及び繰越金3,510万6,000円を計上し、歳出では、土地取得事業費520万6,000円及び予備費3,000万円を計上するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号南国市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、本市における消防手数料の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号南国市防災広場の設置及び管理に関する条例につきましては、平常時における市民の防災に関する意識の向上を図るとともに、災害発生時における災害応急対策活動の

拠点としての機能を確保するため、南国市防災広場を設置することから、本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の改正に伴い、同法に係る引用条項について条ずれが生じたことから、南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することから、関係する条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の特例に関する条例につきましては、十市保育園及び十市高齢者多世代交流プラザの事業の用に供するための土地を未契約のまま利用したことにより、相手方に損害を与え、また、市民に不安を与えたことから、責任の重さを痛感し、市長の給料を減額するため、本条例を制定するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号損害賠償の額を定めることについてにつきましては、令和5年1月から12月までの1年間、十市保育園及び十市高齢者多世代交流プラザの事業の用に供するための土地を未契約のまま利用したことにより、相手方に損害を与えたことに対し、当該損害に係る賠償金として、255万6,723円を支払う必要があることから、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号市道瓶岩体育館線道路整備工事（橋梁上部工）請負契約を変更する契約の締結についてにつきましては、市道瓶岩体育館線道路整備工事における当該橋梁上部工事について、仮橋の賃料及び撤去費用の追加等に伴い、契約金額を1,566万9,500円増額し、1億6,196万9,500円とする変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号高機能消防指令システム購入契約の締結についてにつきましては、高機能消防指令システムを更新するため、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新事業者選定審査委員会を設置し、プロポーザル方式により更新事業者の選定を行った結果を受け、2億6,180万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号消防救急デジタル無線購入契約の締結についてにつきましては、消防救急デジタル無線を更新するため、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線更新事業者選定審査委員会を設置し、プロポーザル方式により更新事業者の選定を行った結果を受け、2億20万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第38号上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第1次変更）についてにつきましては、辺地対策事業債を利用した上倉・瓶岩北辺地に係る公共的施設の整備を行うため、令和5年度から令和9年度までの5年間の上倉・瓶岩北辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）が策定され、事業が進められておりますが、既存計画事業の事業費の見直しを行うとともに、新たに、林道、通学施設及び農林漁業経営近代化施設の整備を行うため、同計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 産業建設常任委員長神崎隆代議員。

＊

令和6年3月18日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

産業建設常任委員長

神 崎 隆 代

#### 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	令和5年度南国市一般会計補正予算	原案を可決	やむを得ない

	第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費	すべきもの	ものと認める
第2号	令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第7号	令和5年度南国市下水道事業会計補正予算(第2号)	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第8号	令和6年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第12号	令和6年度南国市企業団地造成事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第14号	令和6年度南国市水道事業会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第15号	令和6年度南国市下水道事業会計予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第24号	南国市公園条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第25号	南国市立児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第26号	南国市水道給水条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第27号	南国市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第34号	南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の指定管理者の指定について	原案を可決すべきもの	適当と認める

\*

〔11番 神崎隆代議員登壇〕

○11番（神崎隆代） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第7号、議案第8号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第24号から議案第27号まで、議案第34号の以上12件であります。去る18日に委員会を開催し、副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費につきまして、歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、地産地消促進事業費1,000万円を増額計上し、農林振興育成補助金等事業費4,640万1,000円を減額計上し、土木費関係では、下水道事業会計繰出金1,412万7,000円を増額計上し、土地区画整理事業費422万9,000円を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、293万円の減額計上であります。歳入におきましては、繰越金293万円を減額計上し、歳出におきましては、住宅新築資金等職員人件費3,000円及び一般会計繰出金292万7,000円を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和5年度南国市下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出におきまして、下水道事業収益を2,957万6,000円増額し、下水道事業費用を184万4,000円減額するものです。下水道事業収益につきましては下水道使用料を減額し、一般会計負担金、一般会計補助金及び長期前受金戻入を増額し、下水道事業費用につきましては流域下水道維持管理費を減額し、総係費及び減価償却費を増額し、また、資本的収入におきまして、他会計補助金を9万6,000円増額するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和6年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費につきまして、歳出の主なものとして、労働費関係では、高知勤労者福祉サービスセンター及び労働金庫預託金1,800万円を計上し、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費5億8,439万7,000円、市単独土地改良事業費1億750万円、市単独農道水路維持管理費5,750万円、多面的機能支払交付金事業費9,210万7,000円及び林業振興育成補助金等事業費3,348万8,000円を計上

し、商工費関係では、商工振興費5,347万1,000円、ものづくりサポートセンター関連事業費3,744万円、観光費6,016万9,000円及び連続テレビ小説「あんぱん」の放送に合わせた観光等の振興を目的とする観光振興事業費3,479万2,000円を計上し、土木費関係では、道路維持費1億6,312万円、市単独道路新設改良事業費1億1,311万5,000円、道路に係る社会資本整備総合交付金事業費5億4,175万5,000円、橋梁等の長寿命化に係る道路更新防災等対策事業費8,640万円、都市再生整備事業費6億1,099万円並びに繰出金として公共下水道事業及び農業集落排水事業への下水道事業会計繰出金3億7,160万円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和6年度南国市企業団地造成事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,604万1,000円であり、歳入では、県支出金95万円及び南国日章産業団地の分譲に伴う財産収入3億7,509万1,000円を計上し、歳出では、工業団地造成事業費790万7,000円及び公債費3億6,813万4,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和6年度南国市水道事業会計予算につきまして、収益的収支では、収入7億1,779万3,000円、支出6億6,187万2,000円とし、建設改良事業に伴う資本的収支では、収入3億6,954万円、支出6億6,574万4,000円を予定しており、不足する額2億9,620万4,000円は過年度分損益勘定留保資金7,783万2,000円、減債積立金1億4,603万円、当年度分消費税資本的収支調整額4,314万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金2,919万5,000円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号令和6年度南国市下水道事業会計予算につきまして、収益的収支では収入6億9,183万2,000円、支出6億559万7,000円であり、建設事業に伴う資本的収支では、収入3億4,596万9,000円、支出6億3,320万6,000円であります。不足する額2億8,723万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額711万5,000円、減債積立金4,263万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,513万4,000円、当年度利益剰余金処分数額8,235万3,000円で補填するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号南国市公園条例につきましては、都市公園並びに都市公園以外の公園、広場及び緑地について、一体的な管理運用を行うため、本条例を制定するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号南国市立児童遊園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、老朽化した遊具等を撤去し、供用を休止している日吉児童遊園地を廃止するた

め、本条例の一部を改正するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号南国市水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道法の改正に伴い、権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することから、本条例の一部を改正するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号南国市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、南国市農業集落排水事業について、令和6年4月1日から地方公営企業法の規定を一部適用し、企業会計の導入を予定しており、これに伴い必要となる条例の改正及び廃止を行うものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第34号南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の指定管理者の指定についてにつきましては、南国市山村振興等農林漁業特別対策事業施設の設置及び管理に関する条例の規定により「道の駅南国・風良里」の管理につきまして、「株式会社道の駅南国」に行わせるため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 教育民生常任委員長有沢芳郎議員。

＊

令和6年3月18日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

教育民生常任委員長  
有 沢 芳 郎

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和 5 年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第 10 款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 4 号	令和 5 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 5 号	令和 5 年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 6 号	令和 5 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 8 号	令和 6 年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第 10 款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 0 号	令和 6 年度南国市国民健康保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 1 号	令和 6 年度南国市介護保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 3 号	令和 6 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 6 号	南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 1 7 号	南国市介護保険条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 8 号	南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 1 9 号	南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	する基準を定める条例の一部を改正する条例		
第20号	南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第21号	南国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第22号	南国市遺跡調査事業に係る附属機関設置条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第23号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

\*

〔17番 有沢芳郎議員登壇〕

○17番（有沢芳郎） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第4号から議案第6号まで、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第16号から議案第23号までの以上16件であります。去る3月18日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下順次、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費3,976万3,000円及び民営保育所等費2,584万7,000円を増額計上し、後期高齢者医療関連事業費469万4,000円を減額計上するものです。

教育費関係で主なものは、小学校管理費(学校総務)4,882万4,000円を増額計上し、国営圃場整備発掘調査等事業費450万円を減額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号令和5年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、1,096万4,000円の減額計上であります。歳入では、国庫支出金9万

7,000円、県支出金27万8,000円、預金利子3,000円及び一般被保険者返納金342万8,000円を増額計上し、国民健康保険税491万8,000円、一般会計繰入金285万2,000円、一般被保険者延滞金400万円及び一般被保険者第三者納付金300万円を減額計上するものです。歳出では、国民健康保険職員人件費119万9,000円を増額計上し、国民健康保険一般管理費70万円、保健衛生普及費7万円及び財政調整基金積立金1,139万3,000円を減額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号令和5年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、366万2,000円の減額計上であります。歳入では、国庫支出金146万3,000円及び預金利子9,000円を増額計上し、支払基金交付金3,000円、県支出金1,000円及び一般会計繰入金513万円を減額計上するものです。歳出では、介護給付費準備基金積立金1万1,000円を増額計上し、介護保険職員人件費366万4,000円及び一般介護予防職員人件費9,000円を減額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、543万1,000円の増額計上であります。歳入では、後期高齢者医療保険料541万3,000円及び後期高齢者医療保険料延滞金3万円を増額計上し、一般会計繰入金1万2,000円を減額計上するものです。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金544万3,000円を増額計上し、後期高齢者医療保険職員人件費1万2,000円を減額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和6年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費12億9,955万8,000円、広域連合負担金を含む後期高齢者医療関連事業費8億467万3,000円、児童扶養手当費2億3,058万1,000円、児童手当費7億1,959万8,000円、民営保育所等費11億896万7,000円、認定こども園事業費4億2,323万6,000円、乳幼児等医療費助成事業費1億7,378万1,000円、公立保育所費7億3,416万7,000円、放課後児童対策事業費2億3,817万8,000円、生活保護扶助費15億400万円並びに繰出金として国民健康保険特別会計繰出金4億9,989万1,000円、介護保険特別会計繰出金7億4,729万2,000円及び後期高齢者医療保険特別会計繰出金2億2,285万3,000円を計上しております。

衛生費関係で主なものは、公的病院運営助成金6,754万5,000円、予防接種委託料を含む保健衛生予防費1億3,895万3,000円、妊婦・乳児等健康診査事業費3,812万1,000円、香南斎場組合

負担金 1 億754万2,000円、香南清掃組合負担金及びごみ収集等委託料を含む塵芥処理関係事業費 5 億9,976万1,000円、最終処分場関係一般管理費8,564万円、し尿処理施設運営事業費 2 億4,003万6,000円及び繰出金として水道事業会計繰出金1,944万4,000円を計上しております。

教育費関係で主なものは、南国市アクションプラン事業費1,867万6,000円、公民館管理費7,889万8,000円、地域交流センター運営事業費4,244万1,000円、体育施設管理運営費 1 億6,008万3,000円及び給食センター運営事業費7,473万9,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第10号令和 6 年度南国市国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ55億6,619万2,000円で、対前年度 1 億14万1,000円の減額予算となっております。

歳入では、国民健康保険税 8 億1,031万1,000円、県支出金42億4,373万1,000円、諸収入等1,225万9,000円及び一般会計からの繰入金 4 億9,989万1,000円を計上しております。歳出では、職員の人件費を含む総務費8,626万5,000円、保険給付費41億5,380万円、国民健康保険事業費納付金12億6,983万6,000円、保健事業費4,924万2,000円、基金積立金237万2,000円及び諸支出金等467万7,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和 6 年度南国市介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ45億5,933万4,000円で、対前年度5,227万1,000円の減額予算となっております。

歳入では、第 1 号被保険者の保険料 8 億2,368万3,000円、国庫支出金11億3,594万5,000円、支払基金交付金11億7,280万6,000円、県支出金 6 億3,955万2,000円、諸収入等 5 万6,000円及び一般会計等からの繰入金 7 億8,729万2,000円を計上しております。

歳出では、職員の人件費を含む総務費 1 億1,895万2,000円、保険給付費42億1,465万円、職員の人件費を含む地域支援事業費 2 億1,828万7,000円及び一般会計への繰出金を含む諸支出金等744万5,000円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和 6 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ 8 億7,840万8,000円で、対前年度5,172万5,000円の増額予算となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料 6 億5,443万5,000円、諸収入等112万円及び一般会計繰入

金2億2,285万3,000円を計上し、歳出では職員の人件費を含む総務費2,226万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金8億5,499万5,000円及び諸支出金等115万円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第16号南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法が改正され、戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号が発行されることに伴い、当該識別符号の発行に要する手数料の額を定める必要があることから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年度から3か年を計画期間とする第9期南国市介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、主な改正の内容は、第1号被保険者に係る保険料率のさらなる多段階化及び新たな計画期間における保険料率の設定であり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第18号南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第19号南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第20号南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第21号南国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関連する条例の一部を改正するもので、主な改正の内容は、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項のウェブサイトへの掲載の義務化、管理者が兼務できる事業所の範囲の明確化、利用者の身体的拘束等の適正化の推進等に関する規定の整備であり、審査の結果、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号の4件いずれも、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号南国市遺跡調査事業に係る附属機関設置条例につきましては、南国市が行う遺跡調査に関する事業の円滑な実施を目的として、南国市内の遺跡の調査並びに調査に係る指導及び助言を行う教育委員会の附属機関を設置することから、本条例を制定するものであり、

審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第23号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、遺跡調査事業に係る附属機関の委員について報酬等を定めることから、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） これにて委員長の報告は終わりました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員登壇〕

○8番（杉本 理） 日本共産党南国市議団の杉本理です。

議案第8号令和6年度南国市一般会計予算について反対討論をいたします。

なお、議案第11号、議案第13号、議案第17号についても今から述べる理由により反対をいたします。

さて、先の見えない物価高騰、物価に追いつかない年金、市民の少なくない皆さんが苦しい生活を余儀なくされています。今回の当初予算では、公共交通、観光、防災関係など、ぜひ実現させなければいけないものが少なくありません。その反面、後期高齢者医療保険や介護保険の値上げが含まれています。これは市民生活を考えたときになかなか厳しいものがあります。よって、残念ながら賛成するわけにはいかないものと考え、反対をいたします。

以上をもちまして反対討論といたします。

○議長（岩松永治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第7号まで、以上7件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号まで、以上7件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号及び議案第10号、以上2件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号及び議案第10号、以上2件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号から議案第16号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第16号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号から議案第38号まで、以上21件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第38号まで、以上21件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

### 承認要求書

○議長（岩松永治） 日程第39、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

### 承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

### 記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握

1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等  
1. 期 間 調査終了まで

令和6年3月22日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

総務常任委員長 西 山 明 彦

産業建設常任委員長 神 崎 隆 代

教育民生常任委員長 有 沢 芳 郎

議会運営委員長 土 居 恒 夫

＊

○議長（岩松永治） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

#### 議員派遣の件

○議長（岩松永治） 日程第40、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

＊

○議長（岩松永治） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

議発第1号から議発第7号まで

○議長（岩松永治） ただいま議発第1号から議発第7号まで、以上7件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————\*—————

議発第1号

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める  
意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	松 下 直 樹
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	土 居 恒 夫

賛成者	南国市議会議員	西 山 明 彦
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....

議発第1号

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める  
意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献し得るものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を生かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決とともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進のために、以下の事項についての特段の取組を求める。

記

1. 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
2. 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
3. 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

南 国 市 議 会

環 境 大 臣 伊 藤 信 太 郎 様  
経 済 産 業 大 臣 齋 藤 健 様

＊

議発第2号

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	松 下 直 樹
賛成者	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	齋 藤 喜 美 子
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	丁 野 美 香

賛成者	南国市議会議員	植 田 豊
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....  
議発第2号

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感

が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取組を求める。

#### 記

1. 現在、濫用等のおそれがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
2. 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
3. 濫用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
4. 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

南 国 市 議 会

厚 生 労 働 大 臣                      武 見 敬 三 様  
孤独・孤立対策担当大臣              加 藤 鮎 子 様

＊

議発第3号

訪問介護事業所への支援を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	齊藤正和
賛成者	〃	前田学浩
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	西本良平
〃	〃	齊藤喜美子
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	丁野美香
〃	〃	植田豊
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	松下直樹
〃	〃	西内俊二
〃	〃	山中良成
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	山本康博
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	西山明彦
〃	〃	松本信之助
〃	〃	今西忠良
〃	〃	杉本理
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議長 岩松永治様

.....  
議発第3号

訪問介護事業所への支援を求める意見書

厚労省が決定した2024年度の介護報酬改定により、訪問介護事業所の来年度以降の経営はさらに厳しくなると事業者より声が上がリ、支援が望まれている。2024年度の介護報酬は介護サ

ービス全体で1.59%のプラス改定、うち0.98%は介護職員の賃上げだが、訪問介護サービスの基本報酬は2%以上の引下げとなった。基本報酬の引下げとなった背景として、介護事業経営実態調査にて訪問介護は全国的に他の介護サービスより経営が安定しているという結果が出たことがある。しかし、地方の訪問介護の現実には市街地から遠方で暮らす被介護者の介護サービスの提供もあり、効率的な経営は難しく経営実態は調査結果とかけ離れている。また、介護報酬は公定価格のため、ガソリン代や介護物品等の価格上昇があるにもかかわらず、価格転嫁も難しい。これにより経営の悪化に拍車がかかっている。

そのため、今回の引下げにより、地方の訪問介護サービスが立ち行かなくなってしまうと、現状の介護施設数から考えると入所待ちが出てしまうこと、入所させる費用が賄えない家庭により介護難民が増えることが予想され、介護を自ら行わなければならないことから、介護離職を引き起こし、地域の働き手の減少と収入の減少により、生活が苦しくなる家庭が増えることが容易に想像できる。高齢化率が高まる私たち地域において、訪問介護事業者の経営安定は地域社会に必要不可欠だと考える。

よって高知県には、在宅介護を必要とされている方に、安定した介護を提供できるよう訪問介護事業所を支援することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

南 国 市 議 会

高 知 県 知 事 濱 田 省 司 様

＊

議発第4号

食料自給率の向上に向けた諸施策を強化するよう求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	今 西 忠 良
賛成者	〃	松 本 信之助
〃	〃	山 本 康 博

賛成者	南国市議会議員	土 居 恒 夫
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	溝 淵 正 晃
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	松 下 直 樹
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	杉 本 理

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....  
議発第4号

食料自給率の向上に向けた諸施策を強化するよう求める意見書

政府は、「農政の憲法」とされる食料・農業・農村基本法改正案を閣議決定し、国会へ提出、第213回国会中の成立を目指している。

1999年の制定から四半世紀を経て初の改正となるが、この間、食料自給率は低迷を続け、2022年度は38%（カロリーベース）と厳しい状況が続いており、農業の担い手不足も深刻化している。基本法の改正を機に、農政の抜本的転換が求められる。

改正案では、食料安全保障を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを入手できる状態」と定義し、基本理念に位置づけるとされている。しかし、一

方では、「輸入及び備蓄とを適切に組み合わせ」としていた現行法から「安定的な輸入及び備蓄の確保を図る」と輸入の位置づけを強化している。気候危機等の長期的影響を考慮すれば、安定的な食料供給を確保するためには、国内農業の生産基盤を強化し、自給率を上げていくことが何よりも必要である。

よって、国におかれては、食料・農業・農村基本法の改正にあたり、小規模・家族農業を含めた多様な農業の担い手の育成、国内農業の基盤強化を図り、食料自給率の向上に向けた諸施策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
法 務 大 臣	小 泉 龍 司 様
農 林 水 産 大 臣	坂 本 哲 志 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様

＊

議発第5号

大阪・関西万博を延期し、能登半島地震被災地の復旧・復興に注力することを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐和子
賛成者	〃	西 山 明 彦
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 中 良 成

賛成者	南国市議会議員	山本康博
〃	〃	今西忠良
〃	〃	松本信之助
〃	〃	杉本理

南国市議会議長 岩松永治様

.....  
議発第5号

大阪・関西万博を延期し、能登半島地震被災地の復旧・復興に注力することを求める意見書

大阪・関西万博は、令和7年（2025年）4月13日から10月13日まで、大阪府夢洲において開催予定であり、現在急ピッチでインフラ整備やパビリオン建設工事が進められています。メインテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」、サブテーマは「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」となっており、大いに共感するものです。

しかし、本年1月1日に起きた能登半島地震により、広域にわたり道路や上下水道が損壊し、暮らしの基盤が大きく破壊されています。避難所生活も長期にわたり、二次被害や災害関連死も心配されるところです。南海トラフ地震の危険性が高まっている本県において、これは決して他人事ではありません。今こそ、官民のパワーを現地に結集し、被災地復旧・復興を加速させねばならないと考えます。

国の統計によると、建設業就業者は1997年の685万人をピークに減り続け、2022年には479万人となっています。人手不足により、建設業界では下請業者の困り込みが始まっています。職人が集められなければ、どんな工事もできません。また政府によると、今回の万博に投入予定の国費は増え続け、現在1,649億円となっています。資材も不足する状況では、復旧作業は継続できません。「いのち」がテーマの万博であれば、「いのちを最優先として開催を延期する」ことは国際社会にも理解されるはずで

す。よって、国におかれては、大阪・関西万博を一旦延期し、能登半島地震被災地の復旧・復興に注力することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
経 済 産 業 大 臣	齋 藤 健 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様
国 際 博 覧 会 担 当 大 臣	自 見 は な こ 様

＊

議発第6号

被災者生活再建支援法の改正を含む被災者支援の拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	山 本 康 博
賛成者	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	松 本 信 之 助
〃	〃	西 内 俊 二

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

議発第6号

被災者生活再建支援法の改正を含む被災者支援の拡充を求める意見書

石川県津幡町では、令和5年7月の豪雨災害の復旧のさなか、令和6年1月1日、能登半島地震に見舞われた。近年、日本は、全国各地で自然災害が頻発し、多くの人命が犠牲になり住宅被害が頻発している。災害対策基本法では、災害時の対応は、一義的には市町村が行うこととされ、県や国はそのバックアップをする位置づけになっているが、現状は、職員も被災している中、住民に罹災証明書を発行するにも困難な状況となり、市町村にはその責務を担うだけの財政力、人的資源、マニュアル等のノウハウなどを備えていない。災害時こそ、国として憲法が保障する最低限度の文化的な生活を確保する体制をつくるべきだと考える。

被災者の最大の願いは、安心できる住まい、居住空間を取り戻すことである。地域の復興は、被災者一人一人の生活再建のことであり、その要は住宅の再建である。令和6年2月17日現在、政府は、被災者生活再建支援法での最大300万円の支給金額を最大600万円まで増額する検討をしていると報じられているが、さらなる増額と支給対象の範囲を広げることが求められる。一部損壊であっても実質、住むことが難しいケースにも支援法の適用を求める強い声が上がっている。また、住居以外の崩れかけた納屋や土蔵を隣宅に迷惑をかけないように急ぎ解体したケースもあり、生活再建という趣旨から対象に加えてほしいという切実な声もある。

東日本大震災の復興に使った10年間の予算の実質総額、約33兆4,075億円のうち、被災者生活再建支援金の総額は、3,731億円であり、たった1.1%にすぎず、あまりにもバランスを欠いている。全ての被災者の住宅再建を支え、住民の生活を取り戻すため、被災者生活再建支援法の改正を含む国によるさらなる被災者への支援を拡充するよう、とりわけ下記の項目の実現を図るよう強く要望する。

#### 記

1. 被災者生活再建支援金について現行の最大300万円の支給額を大幅に引き上げること。
2. 支給対象になっていない損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。
3. 当該支援金の財源について国の負担割合を上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長                    額 賀 福 志 郎 様  
内 閣 総 理 大 臣                岸 田 文 雄 様

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様  
総 務 大 臣 松 本 剛 明 様  
内閣府政策統括官（防災担当） 高 橋 謙 司 様

＊

議発第7号

パーティー券を含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年3月22日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	西 山 明 彦
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

議発第7号

パーティー券を含む企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

政治資金規正法では、1回の政治資金パーティーにつき合計が20万円を超えるパーティー券を購入した者の氏名等を政治資金収支報告書に記載することが義務づけられています。

しかし、自由民主党が派閥の政治資金パーティー裏金事件を受けて行ったアンケート結果（2月13日）では、2018年から2022年の政治資金収支報告書への不記載総額は約5億8,000万円との報道がありました。

パーティー券の大半を企業・団体が購入しているのが実態です。名目上はパーティーに参加する対価ですが、実際にはそのほとんどが利益となっており、パーティー券の収入が事実上の企業・団体献金となっています。

企業・団体献金は、政治家個人に対するものだけは禁止になりましたが、「2つの大きな抜

け穴」が残されました。1つは、政党や政党支部への企業・団体献金の容認、もう1つは、企業・団体によるパーティー券購入という事実上の企業・団体献金です。

政党は、国民の中で活動し、国民の支持を得て活動資金をつくるのが基本です。営利を目的とする企業が献金やパーティー券の購入を行うのは、政策的な見返りを求めているためです。お金の力で政治をゆがめることは、国民の政治不信となります。

よって、国におかれては、パーティー券を含む企業・団体献金の全面禁止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様

—————\*—————

○議長（岩松永治） お諮りいたします。この際、以上7件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） この際、議発第1号から議発第5号まで、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました5件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括採決いたします。以上4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第4号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第5号は否決されました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） 次に、議発第6号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員登壇〕

○8番（杉本 理） 日本共産党南国市議団の杉本理です。

ただいま議題となっております議発第6号被災者生活再建支援法の改正を含む被災者支援の拡充を求める意見書案の賛成討論を行います。

被災者生活再建支援法は、地震や洪水などの自然災害で自宅を失った被災者に支給する法律となっています。1995年に起きた阪神大震災で、住宅が壊れたのにローンが残り、再建のため新たなローンを抱える二重ローンが社会問題化しました。住宅再建への公的支援を求める声が高まり、私有財産にお金を出すのかという議論もありましたが、震災3年後の98年に議員立法で成立しました。成立後、しばらくたって限度額が100万円から300万円に引き上げられました。熊本地震の際には、日本共産党や社民党、当時の民進党などが被災地の復旧を進めるため、支給額の上限を500万円に引き上げる改正案を衆院に共同提出したこともあります。

今回の地震において、昨今の資材高騰、高齢化率の高さを考えるなら、最大300万円では住

宅再建の希望はなかなか持てないのではないのでしょうか。半壊や一部損壊に支援対象を広げるとともに、少なくとも600万円以上に支援額を引き上げるべきだと思います。このことを国会で問われた岸田首相は、能登の事情に合わせて追加的な支援策を検討していると答弁したものの、具体策には触れませんでした。政府は野党などからの要求に押され、支援金とは別に高齢者に最大300万円を支給することを検討しているそうですが、高齢者世代にはという形です。こういった形で被災地に分断を持ち込んではないのではないのでしょうか。若者は勝手にしなさいという誤ったメッセージにもなりかねません。生活再建のために、全ての人に住宅となりわいを提供することが必要であると思います。

今、国政野党は、現行の上限300万円の大幅引上げで一致しています。東日本大震災被害地の一つである岩手県の達増知事も、ぜひ国の負担で実現してほしいと話されています。限度額の引上げ、支援内容の拡充は、被災地そして国民みんなの願いではないのでしょうか。以上が賛成する理由です。同僚議員の皆さんにこの意見書に賛同していただけるようお願いをして、賛成討論といたします。

○議長（岩松永治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第6号は否決されました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） 次に、議発第7号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第7号は否決されました。

＊

○議長（岩松永治） この際、この3月末をもって退職または役職定年される課長に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶を願います。中島参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） この3月末をもって退職するに当たり、御挨拶の機会をいただきましてありがとうございます。

私は、昭和62年に入庁し、税務課から始まり、企画課、生活環境課など、7つの部署を経験し、37年間勤務させていただきました。課長としては、平成26年に危機管理課長を拝命し、4年間、令和2年に総務課長兼選挙管理委員会事務局長としてこの議場に立たせていただきました。市役所生活を振り返りますと、生活環境課では'98豪雨で災害ごみと格闘し、企画課では東日本大震災で被災した姉妹都市岩沼市への支援のための職員派遣などの後方支援を行い、危機管理課長となった26年には、台風12号、11号及び豪雨では災害対策本部で右往左往していたことが思い出されます。これらの対応につきましても、当然のことながら一人ではできません。先輩や同僚に助けていただき、市役所一丸となって、そして市民の皆様や議員の皆様の御協力をいただき、対応ができたと思っております。課長になってからは、優秀な課員に支えられ、また同僚やほかの課の職員の協力もいただき、課長、局長として職責を何とか全うすることができたと思っております。この場をお借りして感謝申し上げます。

そして、今後必ず発生すると言われております南海トラフ地震に対しましても、事前の備えと復旧・復興後、どのように生活していくのかをしっかりと考えていただければ、困難な状況は乗り越えられるものと信じております。議員の皆様の御協力も必要となりますので、よろしくお願いいたします。

また、議員の皆様には、多くの御迷惑をおかけしたと思います。最後となるこの議会におきましても議案などの差し替え、訂正などがあり、御迷惑をおかけし、申し訳なく思っております。

最後になりますが、議員の皆様に御協力をいただき、南国市がさらなる飛躍発展されますことを、そして皆様の今後ますますの御活躍と御健勝を祈念いたしまして退職の挨拶とさせていただきます。長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩松永治） 秋田会計管理者兼参事兼会計課長。

〔秋田節夫会計管理者兼参事兼会計課長登壇〕

○会計管理者兼参事兼会計課長（秋田節夫） このたび課長職を退くに当たりまして、岩松議長をはじめ、議員の皆様には御挨拶の機会をいただき誠にありがとうございます。

私は、昭和63年に入所以来、この3月末で36年が丸みですが、福祉事務所を皮切りに、税務課、総務課、保健課、市民課、議会事務局を経て、令和元年度から会計課長を務めさせていただいております。どの職場でもよき先輩、よき同僚、よき後輩に恵まれてやってこられたことを感謝しております。特に平成27年度からの4年間は、議会事務局長を務めさせていただきましたが、そのときには議員の皆様の努力や熱意に触れ、いろいろなことを学ばせていただきました。その中でも特に住民ファーストということの重要性を教わったように思います。私は、この3月末で課長職は退きますが、まだあと一年間は南国市役所で勤めさせていただくこととなりますので、住民ファーストということをお忘れずに務めさせていただきたいと考えております。議員の皆様には、これまで多くの御指導、御支援をいただきましたことを心からお礼申し上げます。また、今後も機会がございましたら御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後の南国市のさらなる発展と皆様方のますますの御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岩松永治） 古田農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） この3月をもって退職するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、挨拶の場をいただきました議長様、議員の皆様、ありがとうございました。この議会開会前はまだ50代でありまして、つい最近60歳になったばかりというところなんです。もう来週には市役所を去らなければならないということに何となく実感が湧かない感じがしております。

思えば、鹿児島から高知大学受験のために高知の地を踏みまして、そして3回生からは農学部のある日章キャンパスに通うために南国市に住むこととなり、それから昭和63年に南国市役所に入庁して37年間、あまり多くの職場は回りませんでしたが、それぞれのところで多様な経験を積むことができたこと、また地域を引っ張っている多くの方との出会いなど、この議場に今立っているということも含めて、様々な縁がつながった結果ではないかなと、感慨深く思う

ところでございます。

平成27年度からは地籍調査課長、平成30年1月からは農林水産課長を拝命することとなりましたが、特に農林水産課では国営圃場整備事業をはじめとして、中山間の飲料水対策、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などへの対策など、多くのプロジェクトや様々な課題の解決に向けて取り組むこととなりましたが、議員の皆様のお協力をいただいたことで成し遂げることができたのではないかと考えております。市の職員としても、この職場でなければ得られなかったかけがえのない経験であり、この経験と皆様からの御指導を忘れることなく、今後の人生に生かしていきたいと思っております。

最後になりますが、これからの南国市の発展、皆様の御健康、御多幸をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岩松永治） 若枝都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 都市整備課長の若枝でございます。

この3月をもって役職定年を迎え、課長職を退職するに当たり、このように皆様に御挨拶する機会をいただきましたこと、誠にありがとうございます。

私は、昭和61年4月に入所し、当時の環境保健課に配属され、南国市役所での勤務をスタートさせました。それから、春が来るたびに1つ歳を重ね、初めての職場に不安と期待を覚えた市役所入所の日はまだ遠く、信じられない早さで時は過ぎ去り、気がつけばあっという間に60歳を迎えているところでございます。この間に、職場の仲間、関係機関や地域の皆様など、たくさんの人々と巡り会えたことは私の宝物でございます。苦しいときや落ち込んだときも職場の仲間が励ましてくれたことがよみがえってまいります。今日まで市職員として勤めることができましたのも、多くの人々の支えがあったからであると深く感謝しているところでございます。

平成27年4月からは、都市整備課長として9年間この場に立たせていただきました。開発許可事務の県からの権限移譲や都市計画法の立地基準の規制緩和、また都市再生整備計画など、本市のまちづくりに取り組んでいる中で多くの議員の皆様からたくさんの御質問をいただきましたが、十分な答弁ができていないこともあったかと思いますが、議員の皆様には広い心で温かく御指導いただき、また力添えを賜りましたことを心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

妻から、あなたは70歳まで働いてねと言われておりますので、4月からも引き続き南国市役所で働かせていただきます。

最後になりましたが、南国市の発展と皆様のますますの御活躍を心からお祈り申し上げまして、甚だ簡単でございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。長い間大変お世話になり、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岩松永治） 4人の皆様、長い間本当にお疲れさまでした。また、大変お世話になり、ありがとうございました。

—————\*—————

○議長（岩松永治） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第434回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時13分 閉会